

事務連絡
令和5年11月21日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

肥満症の効能又は効果を有するセマグルチド（遺伝子組換え）製剤に係る
最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について（周知）

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、別添「肥満症の効能又は効果を有するセマグルチド（遺伝子組換え）製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和5年11月21日付け保医発1121第2号厚生労働省保険局医療課長通知）が発出されたのでご連絡いたします。

同通知において、セマグルチド（遺伝子組換え）製剤については「本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。」となっています。

こうした趣旨を踏まえ、同通知（2）に記載のある使用以外に使用することが、明らかな場合には納入をしないなど、貴管下医薬品卸売販売業者に対して周知をお願いします。